

中間検査申請時における 必要な添付図書が追加になります。

平成23年に発生した東日本大震災の後も、熊本地震をはじめとする災害が発生し、新耐震基準の建築物においても被害が見られました。

それは、現行規定の仕様に適合しない施工や、接合金物の不適切な施工が主たる要因であり、木造建築物の構造規定が改正された平成12年6月以降の建築物であっても、一部倒壊が見られました。

そのため、木造建築物の構造に関し、適切な施工がなされているかの確認が、これまで以上に重要であると考えられます。

以上から、木造建築物の構造が現行規定の仕様に適合していることを中間検査時に確認するため、中間検査申請時に次の図書の添付を追加することとします。

対象建築物

令和2年(2020年)7月1日以後に建築基準法第6条第4項若しくは第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けた木造建築物

追加となる図書

- ① 壁、筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した書類
- ② 軸組計算書
(令第46条第4項の規定に適合していることを確認することができる書類)
- ③ 構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造方法を明示した書類
(令第47条第1項の規定に適合していることを確認することができるもの)

お問合せ先

つくば市役所建築指導課
審査第一・第二係
TEL 029-883-1111